

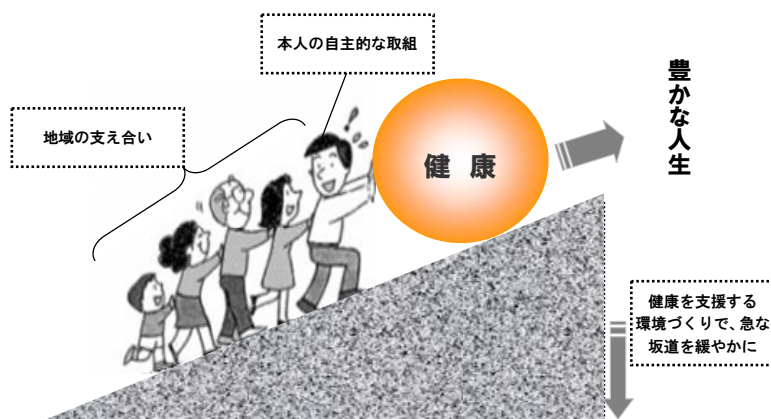
1 健康ながよ21って何？

(1) 健康ながよ21の考え方と理念

“健康”は毎日を明るく、いきいきと暮らすために、また、生涯にわたって“豊かな人生”を実現するために欠かせないものです。平成12年に策定された「健康日本21」は、21世紀において日本に住む一人ひとりの健康を実現するための新しい考え方による国民健康づくり運動です。これは、自らの健康観に基づく一人ひとりの取組を社会の様々な健康関連グループが支援し、健康を実現することを理念としています。

健康づくりは、本来は一人ひとりの考え方に基づいて行うものですが、同じ目的を持つ者同士で支え合いながら行うことで、成果も困難も共有され、連帯感が生まれます。町はみなさんが健康づくりに取り組む環境づくりを担当する役割を担います。

〔健康づくりの考え方〕



本町は、「すべての長与町の住民が、健康で明るく、元気にいきいきと生活できる地域社会の実現」に向けて、平成17年度に「健康ながよ21」を策定し、住民一人ひとりの健康づくりへの支援、住民相互が支え合って健康づくりに取り組む団体への支援を進めてきました。平成24年度に計画期間が終了することから、「第2次健康ながよ21」計画を策定し、「健康ながよ21」の考え方が広く住民に浸透するよう、次の理念を定め、地域をあげた健康づくり運動を普及していきます。

〔健康ながよ21の基本理念〕

健康づくりは **な**かまと一緒に **え**がおでいきいきと **よ**か町ながよ **21**

この計画は、健康づくりの当事者である住民の自主的な取組と、それをサポートする各関係団体の住民組織活動、行政による環境づくりが一体となって健康づくりを進める考え方、「ヘルスプロモーション」を基調としています。

ヘルスプロモーションは、WHO（世界保健機関）が1986年にオタワ憲章において提唱した新しい健康感に基づく21世紀の健康戦略です。「人々が自らの健康とその決定要因をコントロールし、改善することができるようにするプロセス」と定義されています。

WHOでは健康の定義について、「健康とは、単に病気や虚弱ではないということだけではなく、身体的・精神的・社会的に良好な状態（Well-being）である」としています。

(2) 本町の取組と国の流れ

「健康ながよ21」策定後の平成22年2月、「高齢者の医療の確保に関する法律」及び「がん対策基本法」の施行等、国、県の動向に対応し、新たに生活習慣病対策のための特定健康診査・特定保健指導及びがん対策の項目を加え、「健康ながよ21」増補版を策定、同時期に「長与町食育推進計画」を策定しています。

〔健康に関する法律や計画の流れ〕



(3) 計画の期間

平成 25 年度から 34 年度までの 10 年間とし、平成 29 年度に中間評価を行います。

(4) 計画の位置づけ

- 健康増進法第8条(平成14年法律第103号)に基づく「市町村健康増進計画」です。
- 「長与町第8次総合計画」における健康づくり政策です。
- 「長与町総合保健福祉計画」の“健康部門”に関する個別計画として位置づけられるもので、本町における健康関連施策に関する基本的な方向を示すものです。
- 「第2期長与町国民健康保険特定健診・特定保健指導実施計画」をはじめ、関連する計画との整合に配慮しています。
- 国・県の健康増進計画をはじめとする関連計画との整合性を図っています。

